## 小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について(概要)

## 1 改正の理由

事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、排出事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられていることから、市は、排出事業者から処理原価相当額の処理手数料を徴収することが望ましいとされている。

現在、小平市では、排出事業者が処理施設に持ち込んだ場合の処理手数料を1キログラムあたり 24 円と規定しているが、令和2年度から令和4年度の平均処理原価相当額は、およそ1キログラムあたり40.1円となる。

このような状況の中で、小平市廃棄物減量等推進審議会の答申(令和2年5月14日付、令和4年5月13日付)において、事業系ごみ処理手数料の見直しを行うことが提言された。

また、東大和市及び武蔵村山市との間において、現在3市で異なっている処理手数料を将来、処理原価相当額に合わせて統一することとしている。

以上を踏まえ、排出事業者に処理原価相当額の負担を求めるため、改正を行うものである。

## 2 主な改正の内容

事業系一般廃棄物処理手数料(別表(第48条関係))において、排出事業者が処理施設に持ち込んだ場合の処理手数料を1キログラムあたり24円から40円に改定した。

3 条例公布日 令和4年10月5日

## 4 条例施行期日

- 令和5年4月1日
- ・一部、文言の修正に係る改正については公布の日